

➤ スライドとは . . .

- ・賃金水準、あるいは物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、受注者からの請求により請負代金額の増額変更が可能な制度です。
(全体スライド、単品スライド、インフレスライドがあります。)

➤ 請求のタイミングとは . . .

- ・物価水準等の変動によって請負代金額が不相当になったとき都度請求可能 (ただし、工期末2ヶ月以上前が期限となります)。

➤ 申請に必要な書類とは . . .

- ・残工事量を確認した資料 (全体スライド、インフレスライド)
- ・納品書、請求書、領収書など (単品スライド)

★ 申請に関する質問等は事務所の発注担当課にお問合せ下さい。制度の詳細は、国土交通省のホームページにも掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101



